

第5次野洲市人権施策基本計画及び男女共同参画行動計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「第5次野洲市人権施策基本計画及び男女共同参画行動計画策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第5次野洲市人権施策基本計画及び男女共同参画行動計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「第5次野洲市人権施策基本計画及び男女共同参画行動計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約確定日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

3. 予算額（見積限度額）

委託料合計額は3,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、その内訳の上限は下記のとおりとする。

- (1) 人権施策基本計画 1,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (2) 男女共同参画行動計画 1,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4. 実施形式 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

5. スケジュール

平成7年4月11日（金）	公募開始
平成7年4月17日（木）	質疑受付締切
平成7年4月21日（月）	質疑に対する回答予定
平成7年5月9日（金）	企画提案書等の提出締切
平成7年5月12日（月）	参加資格審査結果の通知
平成7年5月23日（金）	プレゼンテーション審査

6. 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。なお、企業参加資格についての審査基準日は、本プロポーザル手続の開始を公告した日の前日とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第138号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

- ウ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （ア） 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - （イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - （ウ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - （エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - （オ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - （カ） 上記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- （2）本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類（発行が提出日の前 3 箇月以内のもの。）を提出し、確認を受けなければならない。
- なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者又は野洲市物品供給、役務提供者一覧表に登載された者は、提出書類を省略することができる。
- （ア） 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - （イ） 個人にあつては、身分証明書
 - （ウ） 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - （エ） 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - （オ） 誓約書（様式第 1 号）及び役員名簿
- （3）直近 10 年以内に地方自治体が発注した同種業務及び類似業務（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に完了した業務）の受託実績を有していること。
- （4）本業務を遂行するにあたり、人権施策基本計画または男女共同参画行動計画の策定業務に精通したものを本業務に従事させることができること。
- （5）参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなく

なった場合は、その資格を失うものとする。

7. 説明会（実施する場合）

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 質疑・応答

- (1) 提出方法 電子メールによる（様式は任意）。なお、電話での質問には応じない。
- (2) 提出期限 平成7年4月17日（木）正午まで
- (3) 提出場所 野洲市総務部人権施策推進課
- (4) 回答方法 令和7年4月21日（月）より本市ホームページ上にて回答を公開する。なお、質問者の名称等は公表しない。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

(ア) プロポーザル参加申込書（様式第2号）・・・1部

(イ) 企画提案書（任意様式）・・・正本1部（要押印）、副本8部（押印不要）とする。企画提案書には業務の基本方針、本市の現状分析、業務スケジュール、業務体制（スタッフ数）、本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等を記載すること。

(ウ) 会社概要書・・・同上

様式は問わないが、会社の規模や業務内容等について記載のこと。

(エ) 参考見積書（任意様式）・・・1部（要押印、要封緘）

参考見積書は、別添「第5次野洲市人権施策計画及び男女共同参画行動計画策定支援業務委託仕様書」により作成することとし、消費税を含めた人権施策基本計画策定支援委託業務の金額、男女共同参画行動基本計画策定支援委託業務の金額をそれぞれ明記すること。また、企画提案に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記入すること。

見積金額は、3.（1）及び（2）見積上限額を超えないこと。

(オ) 直近10年以内に地方自治体が発注した同種業務又は類似業務（平成27年4月1日から令和7年3月31日の間に完了した業務）の受託した計画

・・・1部

(カ) 同種業務又は類似業務実績書（様式第3号）

(キ) 主担当者経歴書（様式第4号）

※企画提案書等は、上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易なファイルで全てA4縦判（A3の折込みも可）横書きで統一し、左2点綴じすること。なお、既存の会社パンフレット等は、これ以外の様式も可とする。

(2) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。

(3) 提出期日 令和7年5月9日(金) 17時まで

(4) 提出先 〒520-2331 野洲市小篠原1780番地
野洲市総務部人権施策推進課(人権センター1階)
電話番号 077-587-6041
メール jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp

10. 審査及び選定 参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を3者程度に選定する。

(1) 日時 令和7年5月23日(金)を予定しており、時間等の詳細については、プロポーザル参加表明者に対し、別途連絡を行う。

(2) 会場 野洲市役所2階 第5会議室

(3) 選定方法 プレゼンテーション審査は非公開で行う。全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行う。全ての委員の各評価点を合計した点数の最も高い事業者を受託候補事業者とし、次点の事業者を次点受託候補事業者として選定する。提案者が1者の場合、総得点があらかじめ設定した最低基準点以上であれば受託候補事業者とする。ただし、総得点が最低基準点未満の参加事業者は、契約候補から除外する。選定結果は1週間以内に文書により通知し、本市ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

(4) 審査基準 提案内容について、審査項目の審査基準に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。

11. 留意事項

(1) 提出資料の取扱い

ア 提出された書類は、全て返却しない。

イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(2) 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成 16 年野洲市条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補事業者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

参加届の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式任意）を野洲市総務部人権施策推進課に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、3.（1）及び（2）見積上限額にある額を超過した場合

(7) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用する（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

(8) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12. その他

- (1) プレゼンテーションの時間は1提案事業者当たり35分以内(提案20分、質疑は10分を基本)とし、準備・後始末はそれぞれ5分程度とする。
- (2) 説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。
- (3) 出席者は1提案事業者当たり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当者であること。
- (4) プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。

13. 問合せ等

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1780番地

野洲市総務部人権施策推進課 担当／澤本

TEL：077-587-6041

FAX：077-518-1860

E-mail：jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp